平成２２年（フ）第４２９号
長崎県長崎市小峰町４番１―201号
破産者　千代田　潤
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１００号
長崎県島原市城見町4874番地３、開始決定時の住所長崎県島原市中堀町159番地
破産者　野中　亮英
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
岡山県津山市高野本郷1260番地20
破産者　小林　義範
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第４４３号
福岡市早良区田隈２丁目31番33―３号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区賀茂４丁目22番10号
破産者　上田　裕之
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４９６号
仙台市泉区泉ケ丘４丁目７番５号
破産者　野口　洋子
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９９０号
仙台市青葉区折立１丁目16番10号　レオパレスアトラス折立Ⅱ―107
破産者　小松　正美
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９６号
仙台市宮城野区原町３丁目５番12―605号
破産者　佐藤真紀子（旧姓古城）
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
埼玉県越谷市赤山町１丁目123番地１赤山町ハイツ209号、前住所埼玉県越谷市大字平方2962番地12
破産者　進藤　　洋
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５８１号
大阪府吹田市山田西３丁目34番３号、破産手続開始決定時の住所大阪府吹田市佐竹台６丁目13番２号
破産者　山内　克人
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１４号
兵庫県姫路市大津区平松134番地　土居荘高木佳代方、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区今在家４丁目85番地１　プレステージ西飾磨Ⅱ207号
破産者　田口　佳克
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３１２号
広島市安佐北区口田南６丁目７番３号
破産者　佐々木義秀
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５２号
広島市西区三篠町２丁目３番14号
破産者　尾川　一子
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７４号
福岡県糟屋郡志免町御手洗２丁目１番２―102号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区千代１丁目31番29号
破産者　西嶋　　學
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６９２号
福岡県古賀市駅東２丁目４番27号
破産者　犬伏　　潔
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５１６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田499番地１ベンタナヒルズ篠栗16―1103号
破産者　金崎　三郎
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８４号
北海道滝川市一の坂町東１丁目４番１―226号　一の坂団地
破産者　相川　和弘
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
北海道紋別郡湧別町栄町112番地の11
破産者　奥山　敏子
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係